

情 個 審 答 申 第 8 号  
平成 23 年 10 月 3 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 9 月 17 日付け環企発第 494 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

#### 記

熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業 18.1ha の該当地区内に、民間企業が 400 台収容の立体駐車場を新設・施行中である。この事に関連する文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- 文書等の件名
- 1 熊本市環境基本条例に関連して
    - (1) この民間事業主との間で、熊本市は熊本市環境基本条例理念に基づき、どのような話し合い・調整・法令・県条例等の責務説明責任を果たしたのか？等のわかる日時・場所・両出席者名・議事録質疑応答等のわかる資料一式
    - (2) この民間事業者が、自己の責任と負担で必要な措置を講じた・計画中・等のわかる資料一式等
    - (3) この民間事業者が 400 台収容立体駐車場新設に伴う環境影響調査調書の提出を受けた調書（熊本県提出届出書の内容にある騒音影響調書）
  - 2 熊本市公共事業環境配慮指針（2009 年 10 月 1 日施行）の中の、環境配慮技術 23. 交通網の整備により交通量の分散化、交通量の円滑化を図る。に関連して。
    - (1) この 400 台立体駐車場新設の位置は、小売店舗用駐車場出入口口の北側には、一戸建て住宅地・春日クリニック病院等が隣接し、南側には、春日第二団地 93 戸住民居住地帯である。幹線・田崎春日線、幹線・西口線、幹線・熊本駅南線、そして幹線・春

日池上線幅員 30m 4 車線 一日交通量 25,000 台通過大部分駅前  
進入、の予測の中で、どの様な分散化を図り・大気汚染環境負荷  
の低減を図るのか、のわかる具体的車の動線・誘導分散のわかる  
資料図等

- (2) この民間事業主が、小売り店舗を営業するとの事であるが、こ  
の物流拠点施設と幹線道路との接続をどのようにして、輸送効率  
の向上を図るのか等の具体的図式等
- (3) 400 台立体駐車場への流出入の複雑化で、駐車場への流出入  
の円滑化を図るとのことであるが、具体的図式等
- (4) 交差点での付加車線の設置とあるが、児童教育施設・春日小学  
校正門前は、新幹線熊本駅前・西口広場から 90m 到達地点に位  
置する。この春日小学校校正門前の交差点に、どの様な付加車線を  
設置して交通容量の増加を図るのか？のわかる資料図等
- (5) 駐車場の適正配置、迅速誘導の案内板の設置とあるが、どの地  
点・どの位置等に設置するのか？等のわかる資料図式等

3 熊本市公共事業環境配慮指針の中の環境配慮技術 25. 周辺への  
大気汚染や騒音による影響を低減する。に関連して。

- (1) 緩衝緑地帯をどの様に配置する計画なのか？のわかる資料図式  
等
- (2) 400 台収容立体駐車場施設や車の洪水氾濫の進入進出道路沿  
道では、環境緑地帯を設けて大気汚染の防止や騒音の低減を図る  
為、どの様な地域・位置に環境緑地帯を設置するのかわかる資料  
図式等
- (3) 低騒音舗装を施行した熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事  
業該当地区 18.1ha の中の新設・幹線道路、新設・区画道路  
等のわかる資料図等
- (4) 低騒音型室外機等を設置した熊本市事業主・熊本駅西土地区画  
整理事業該当地区内に設置した位置・計画中・のわかる資料図式  
等
- (5) 沿道の背後地に騒音の影響が及ばないように、道路沿道にビルな  
どの騒音の伝搬を遮断する施設の配置を検討している地域・位置  
等のわかる資料図式等

別 紙

諮問第 1 1 号

答 申

## 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

## 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市事業主・熊本駅西土地地区画整理事業 1 8. 1 h a の該当地区内に、民間企業が 4 0 0 台収容の立体駐車場を新設・施行中である、この事に関連して、熊本市環境基本条例に関連する文書」（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「熊本市公共事業環境配慮指針（2009 年 10 月 1 日施行）の中の、環境配慮技術 23. 交通網の整備により交通量の分散化、交通量の円滑化を図る。に関連する文書」（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び「熊本市公共事業環境配慮指針の中の環境配慮技術 25. 周辺への大気汚染や騒音による影響を低減する。に関連する文書」（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

## 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市環境基本条例理念に基づき、「市と事業主との話し合いや事業者からの資料の提出を行なうことが規定されているわけではないため、」と怠慢を決め込んだ熊本市環境行政が、幸山市政で自治基本・環境基本条例理念の基で通用するとはとても思われない。「大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する意見について・熊本駅新幹線高架下商業施設」の諮問が、担当課から意見書の提出を求められている筈である。その時、環境行政主幹課としての真摯な正当な業務分析・検討・審議・をしておれば、当然疑問噴出で、更なる深度化された資料の要請の必要性を痛感している筈である。指針配慮事項・意見理由・要望理由・等の項目を分析・検討・審議・も、熊本市環境行政執行主幹課が、不作為・怠慢・をしていたので、「～ 関連する資料等は、不存在。」などとの記述はあり得ない。よって、「不存在」を取り消して「存在・該当資料交付」し

て戴きたい。

(2) 本件文書Ⅱ・Ⅲの存否について

新幹線熊本駅前の乗降客・車の洪水氾濫・等を誘導させる公共工事を施行しているのは「熊本市事業主」であり、その近隣周辺に換地指定・再築・一戸建て・一般住宅用地・での地権者を居住・日常生活をおくらせる・事業工事遂行している公共事業主が、一戸建て居住住民・病院・等の近隣に400台収容立体駐車場が新設建設されても、それは民間企業が勝手に建設しているので、設計協議も必要ない・居住市民への日常生活環境影響も知ったことでは無い・住民への車の大気汚染・排気ガスによる予防医学的予測の健康被害等への環境影響調査説明責任など知ったことでは無い・と市民の見地では受けとめられる。不存在はあり得ない・存在する筈であり当該資料交付・が出る筈であると確信します。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

「熊本市環境基本条例」は、その目的を市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与する事としており、良好な環境を確保するための市、事業者及び市民の責務を規定している。また、良好な環境に対する侵害の防止、又は除去のため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行なうことができると規定しているが、事業者の行なうすべての事業について、市と事業主との話し合いや事業者からの資料の提出を行なうことが規定されているわけではない。現状において本市は、第9条に基づく「環境紛争調整委員会」を設置しており、当事者による申請の際、事業に関連する資料の提出を求めているが、本件においてはその申請がなく、話し合い等も行われていない。よって関連する資料等は、不存在。

(2) 本件文書Ⅱ・Ⅲの存否について

「熊本市公共事業環境配慮指針」は、本市が実施するすべての公共事業を対象としているが、当該事業は民間事業者が実施する事業であり、「熊本市公共事業環境配慮指針」の対象外であるため、当該事業に関する書類は、不存在。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを整理、確認すると次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰ

熊本駅西土地区画整理事業の区域内において民間企業が建設した立体駐車場（以下「本件駐車場」という。）に関し、熊本市環境基本条例に基づいて作成・取得された文書

イ 本件文書Ⅱ

本件駐車場に関し、熊本市公共事業環境配慮指針に基づき、交通量の分散化及び交通流の円滑化のために作成・取得された文書

ウ 本件文書Ⅲ

本件駐車場に関し、熊本市公共事業環境配慮指針に基づき、周辺への大気汚染や騒音による影響を低減するために作成・取得された文書

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが存在しないとする実施機関の説明は前記４のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

[参考]

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成22年 9月17日	熊本市長から諮問を受けた。
平成22年 10月18日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成22年 11月24日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成23年 6月 7日	諮問の審議を行った。
平成23年 7月25日	諮問の審議を行った。
平成23年 8月30日	諮問の審議を行った。
平成23年 10月 3日	答申（案）の審議を行った。